

女性相談の体制変更について(お知らせ)

日頃より、和光市の女性相談をご利用いただきありがとうございます。

このたび、令和8年4月以降、女性相談の実施体制を変更することとなりましたのでお知らせいたします。ご利用中の皆さまにはご不安やご負担をおかけすることもあるかと存じますが、切れ目のない支援となるよう努めてまいります。

1. 変更時期

令和8年4月1日

※ 令和8年3月までのご予約分は、現行の体制で実施します。

※ 令和8年4月以降のご予約は、令和8年3月2日から受付開始します。

2. 変更内容

担当するカウンセラーが変更となります。

※ 相談は引き続き予約制の面接相談（1回45分程度）を基本とします。

※ 相談日程等の詳細は、決まり次第市ホームページ等でお知らせします。

3. ご利用回数について

新体制の女性相談は、より多くの方にご利用いただけるよう、ご利用回数を「お一人当たり原則5回まで」といたします。

※ 回数は令和8年4月以降の相談から数えます。

※ 状況に応じて、適切な支援につながるよう関係機関のご案内や情報提供を行います。

4. 継続してご相談中の方へ

4月以降は担当が変わるため、初回に改めて利用案内と同意確認を行います。

また、これまでのご相談内容や状況に応じて、切れ目のない支援となるよう、ご本人のご意向を伺いながら、相談内容の引継ぎを必要最小限の範囲で行うなどの配慮をいたします。

ご不安な点やご希望がある場合は、相談時または下記連絡先までお申し出ください。

■ご予約・お問い合わせ先

和光市 市民活動推進課 相談消費者担当

電話: 048-424-9129